

とうしんフリーローン「おてがるくん」

令和3年4月1日現在

1. 商品名	・とうしんフリーローン「おてがるくん」
2. ご融資期間	・6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
3. ご融資金額	・10万円以上500万円以下（1万円単位） ただし、パート、アルバイト、専業主婦の方は50万円を限度とします
4. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます（固定金利） ※審査結果により、ご融資利率が異なります
5. ご利用いただける方	・満20歳以上70歳以下（最終返済時満75歳以下）で、(株)セディナの保証を受けられる方 ・安定した収入のある方 ・当金庫の営業地区内にお住まい、またはお勤めの方
6. お使いみち	・自由（見積書不要） ただし、事業性資金は除きます
7. ご返済	・毎月元利均等返済 ・ご融資金額の50%までボーナス時増額返済もご利用いただけます（ボーナス返済月は6ヵ月間隔の年2回）
8. 手数料・保証料	・保証料は融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません
9. 保証人	・不要とします ただし、株式会社セディナが必要と認めた場合は、必要となります
10. 金利情報について	・ホームページまたは窓口へご照会ください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客様サービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様サービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様サービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他	<p>・現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください</p> <p>・保証会社の保証が得られないなど、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください</p>